北海道の「子どもの貧困対策」に関する主な取組【教育支援】

北海道・北海道教育委員会

１．学校における教育支援

項目	事業名	事業内容	主な取組	問い合わせ先
(1) 福祉機関等との連携 学校と福祉機関との連携を進めるため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置を推進するとともに、市町村が実施する家庭教育の促進に向けた取組を支援します。	①スクールソーシャルワーカー活用事業	○　社会福祉等の専門的な資格や知識・技術を有する者をスクールソーシャルワーカーとして市町村教育委員会及び北海道教育委員会に配置・派遣し、教育相談体制の充実を図る。	○　児童相談所や福祉事務所、保健・医療機関、警察等とのネットワークの構築、連携・調整 ○　問題を抱える児童生徒が置かれた環境（家庭、友人関係等）への働き掛け	・北海道教育庁 学校教育局参事 生徒指導・学校安全グループ ☎011-204-5755
	②スクールカウンセラー活用事業	○　児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして公立学校に配置し、教育相談体制の充実を図る。	○　児童生徒へのカウンセリング ○　教員・保護者への助言等 ○　児童生徒の心の悩みの深刻化やいじめ・不登校等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応	
	③家庭教育支援活動 （学校・家庭・地域連携協力推進事業）	○　地域人材の養成や学校等との連携による家庭教育支援を推進（１８市町村で実施）	○　情報交換・共有を図るための研修会の実施 ○　多くの保護者が集まる機会を活用した学習機会の提供 ○　地域活動等のプログラムを展開する親子参加型行事の実施 ○　家庭の状況に応じた相談対応や情報提供	・北海道教育庁 生涯学習推進局 生涯学習課 社会教育・読書推進グループ ☎011-204-5744
(2) 地域の教育力の向上 地域の子どもたちの育成に主体的に関わり、将来を担う人づくりを支える地域の教育力を高めるため、子どもたちの安全で安心な活動拠点づくりや、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させる取組を促進するとともに、市町村における家庭教育支援の取組を推進します。	④地域学校協働活動 （学校・家庭・地域連携協力推進事業）	○　地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等が参画し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動を推進	○　放課後子供教室（109市町村で実施） 地域住民等よる小学校での放課後の学習支援、体験機会の提供及び居場所づくり ・学習支援（予習・復習、補充学習等） ・多様な体験プログラム(実験・工作教室等) ・スポーツ活動（卓球、一輪車等）	・各市町村教育委員会の社会教育担当課 ※お住まいの市町村教育委員会に問い合わせください。
			○　子ども未来塾（70市町村で実施） 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身に付いていない中高生等への学習支援 ・指導員（退職教員や大学生等）による個別指導と自習	・北海道教育庁 学校教育局 義務教育課 子ども地域支援グループ ☎011-204-5753
	⑤家庭教育支援活動【再掲】 （学校・家庭・地域連携協力推進事業）	○　地域人材の養成や学校等との連携による家庭教育支援を推進（１８市町村で実施）	○　情報交換・共有を図るための研修会の実施 ○　多くの保護者が集まる機会を活用した学習機会の提供 ○　地域活動等のプログラムを展開する親子参加型行事の実施 ○　家庭の状況に応じた相談対応や情報提供	・北海道教育庁 生涯学習推進局 生涯学習課 社会教育・読書推進グループ ☎011-204-5744

【各管内の教育局教育支援課】

管内	電話番号
空知	☎０１２６－２０－０１３５
石狩	☎０１１－２０４－５８７５
後志	☎０１３６－２３－１９８１
胆振	☎０１４３－２４－９８９２
日高	☎０１４６－２２－９４９１
渡島	☎０１３８－４７－９５８４
檜山	☎０１３９－５２－６５２４
上川	☎０１６６－４６－４９４７
留萌	☎０１６４－４２－８０９５
宗谷	☎０１６２－３３－５０４９
ｵﾎｰﾂｸ	☎０１５２－４１－０７５５
十勝	☎０１５５－２７－８６３１
釧路	☎０１５４－４３－９２８１
根室	☎０１５３－２４－５８３１

２．就学支援の充実

<table>
<tr><th>項目</th><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>主な取組</th><th colspan="2">問い合わせ先</th></tr>
<tr><td rowspan="4">(1) 学習支援の充実

生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども、ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等に入所した子どもに対する学習支援の充実を図ります。</td><td>⑥生活保護（教育扶助）</td><td>○　生活保護世帯の児童生徒が義務教育を受けるために必要な学用品費や給食費などを給付</td><td>○　学用品、教材、給食、通学交通費などの費用について、定められた基準額及び必要と判断した実費額を支給する。</td><td rowspan="2">・市にお住まいの方
⇒市役所の福祉事務所
※お住まいの市役所に問い合わせください。

・町村にお住まいの方
⇒総合振興局・振興局の社会福祉課
（右欄参照）</td><td rowspan="2">【総合振興局・振興局の社会福祉課】
<table><tr><th>管内</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>空知</td><td>☎０１２６－２０－０１０５</td></tr><tr><td>石狩</td><td>☎０１１－２０４－５８６１</td></tr><tr><td>後志</td><td>☎０１３６－２３－１９３１</td></tr><tr><td>胆振</td><td>☎０１４３－２４－９８３６</td></tr><tr><td>日高</td><td>☎０１４６－２２－９４７２</td></tr><tr><td>渡島</td><td>☎０１３８－４７－９５３１</td></tr><tr><td>檜山</td><td>☎０１３９－５２－６６５１</td></tr><tr><td>上川</td><td>☎０１６６－４６－５９８２</td></tr><tr><td>留萌</td><td>☎０１６４－４２－８３１７</td></tr><tr><td>宗谷</td><td>☎０１６２－３３－２５７３</td></tr><tr><td>ｵﾎｰﾂｸ</td><td>☎０１５２－４１－０６８７</td></tr><tr><td>十勝</td><td>☎０１５５－２７－８５１６</td></tr><tr><td>釧路</td><td>☎０１５４－４３－９２５１</td></tr><tr><td>根室</td><td>☎０１５３－２４－５４５９</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>⑦生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援事業）</td><td>○　生活困窮世帯（※）及び生活保護受給世帯の子どものうち、小学校５・６年生、中学生、高校生等及び就学や就労をしていない２０歳未満の子どもに対する学習支援及びその保護者に対する養育支援等、必要な支援を行う。

※　保護者等が自立相談支援事業を利用しており、かつ、次の①から③のいずれかに該当する世帯。

①　今年度の就学援助対象世帯
②　今年度途中に生活保護が廃止世帯のうち廃止時点で本事業を利用していた世帯
③　上記①又は②に準ずる世帯として各振興局が認める世帯</td><td>○　学習支援
（１）訪問型
学習支援員が自宅を訪問し学習を支援
（２）拠点型
学習支援員が、拠点（支援場所）において学習を支援
（３）通信型
郵便やメールなどを利用した添削等により学習を支援
（４）集中型
夏休みや冬休み期間等に集中的に支援

○　居場所の提供
○　進路相談、公的支援の情報提供
○　高校中退防止のための支援
○　保護者等に対する養育支援
○　その他貧困の連鎖の防止のための支援</td></tr>
<tr><td>⑧ひとり親家庭等生活支援事業費補助金（学習支援）</td><td>○　放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供を行うことが可能な居場所づくりの実施</td><td>○　ボランティア等の支援員による学習塾形式での学習支援を実施</td><td colspan="2">・各市町村の子育て支援担当課
※お住まいの市役所・町村役場に問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>⑨道立青少年体験活動支援施設利用料金免除</td><td>○　就学奨励を受けている保護者の保護する児童生徒及び生活保護を受けている児童生徒、児童福祉施設に入所、又は通園している児童生徒利用料金を免除</td><td>○　該当児童生徒が通学する学校における宿泊学習等での利用料金を免除
○　該当児童生徒が受入事業の構成員として施設を利用する場合に利用料金を免除
○　該当児童生徒が各施設が実施する主催事業に参加する場合に利用料金を免除</td><td colspan="2" rowspan="2">・【各道立青少年体験活動支援施設】
<table><tr><th>施設名</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>ネイパル砂川</td><td>☎０１２５－５３－２２４６</td></tr><tr><td>ネイパル深川</td><td>☎０１６４－２５－２０５９</td></tr><tr><td>ネイパル森</td><td>☎０１３７４－５－２１１０</td></tr><tr><td>ネイパル北見</td><td>☎０１５２－５４－２５８４</td></tr><tr><td>ネイパル足寄</td><td>☎０１５６－２５－６１１１</td></tr><tr><td>ネイパル厚岸</td><td>☎０１５３－５２－１１５１</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>⑩道立青少年体験活動支援施設パイロットプログラム事業</td><td>○ 本道の子どもたちを巡る教育課題に対応するため、新たな体験プログラムの開発を行う。</td><td>○　多様な体験活動をとおして、児童養護施設等入所する児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む。
※平成30年度は深川、森の２施設で実施予定。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項目</th><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>主な取組</th><th>問い合わせ先</th></tr>
<tr><td rowspan="5">(2) 高校生等の経済的負担の軽減

全ての高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯への支援に努めます。</td><td>⑪高等学校等生徒就学支援金</td><td colspan="2">○　経済的理由により高等学校等に修学が困難な生徒や私立高等学校等への入学が困難な者に対し支援
（対象者）
市町村民税所得割額が304,200円未満の者
（支援の内容）
授業料相当額を支援
（支援期間）
全日制　36月、定時制　48月
※　就学支援金は、学校設置者において、生徒本人に代わって受領した上で、授業料と相殺しますので、生徒や保護者が直接受け取れるものではありません。</td><td>（公立）
北海道教育庁学校教育局高校教育課
学校制度グループ
☎011－204－5760

（私立）
総務部法務・法人局学事課
中高専修学校グループ
☎011－204－5066</td></tr>
<tr><td>⑫奨学のための給付金</td><td>○　高等学校等に通う低所得者世帯に対し、授業料以外の教育費を支援</td><td>（受給対象）
生活保護（生業扶助）受給世帯
住民税所得割非課税世帯
（申請期日及び申請先）
８月ころ（学校が指定する日）学校へ提出
（給付額（年額））
○ 生業扶助受給世帯　32,300円（公立）
52,600円（私立）
○ 住民税非課税世帯
<table><tr><th>区　分</th><th>全日制・定時制</th><th>通信制</th></tr><tr><td>高校生第1子</td><td>80,800円
84,000円</td><td rowspan="2">36,500円
38,100円</td></tr><tr><td>高校生第2子以降</td><td>129,700円
138,000円</td></tr></table>※上段は公立学校、下段は私立学校</td><td>（公立）
北海道教育庁学校教育局高校教育課
学校制度グループ
☎011－204－5760

（私立）
総務部法務・法人局学事課
中高専修学校グループ
☎011－204－5066</td></tr>
<tr><td>⑬私立高等学校等授業料軽減補助金</td><td>○　私立高等学校等に通う低所得者世帯に対し、授業料を支援</td><td>○　道府県民税及び市町村民税の所得割額を合算した額が　基準以下の世帯の私立高等学校等の生徒に対し、月々の授業料負担の軽減を行った学校法人に対し助成する。
※　当該補助金は、学校設置者において、生徒本人に代わって受領した上で、授業料と相殺しますので、生徒や保護者が直接受け取れるものではありません。</td><td>・総務部法務・法人局学事課
中高専修学校グループ
☎011－204－5066</td></tr>
<tr><td>⑭生活保護（生業扶助）</td><td>○　高等学校等に就学し、卒業することが生活保護世帯の自立助長に効果的と認められる場合に、原則として当該学校における正規の就学年限に限り、高等学校等就学費を給付</td><td>○　学用品、教材、通学交通費などの費用について、定められた基準額及び必要と判断した実費額を支給する。</td><td rowspan="2">・市にお住まいの方
⇒市役所の福祉事務所
※お住まいの市役所に問い合わせください。

・町村にお住まいの方
⇒総合振興局・振興局の社会福祉課
（右欄参照）

【総合振興局・振興局の社会福祉課】
<table><tr><th>管内</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>空知</td><td>☎0126－20－0105</td></tr><tr><td>石狩</td><td>☎011－204－5861</td></tr><tr><td>後志</td><td>☎0136－23－1931</td></tr><tr><td>胆振</td><td>☎0143－24－9836</td></tr><tr><td>日高</td><td>☎0146－22－9472</td></tr><tr><td>渡島</td><td>☎0138－47－9531</td></tr><tr><td>檜山</td><td>☎0139－52－6651</td></tr><tr><td>上川</td><td>☎0166－46－5982</td></tr><tr><td>留萌</td><td>☎0164－42－8317</td></tr><tr><td>宗谷</td><td>☎0162－33－2573</td></tr><tr><td>ｵﾎｰﾂｸ</td><td>☎0152－41－0687</td></tr><tr><td>十勝</td><td>☎0155－27－8516</td></tr><tr><td>釧路</td><td>☎0154－43－9251</td></tr><tr><td>根室</td><td>☎0153－24－5459</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>⑮母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金）</td><td>○　ひとり親家庭の児童等の高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金を貸付け</td><td>○　高等学校の場合の貸付限度額（月額）
・公立（自　宅）　27,000円
（自宅外）　34,500円
・私立（自　宅）　45,000円
（自宅外）　52,500円
※貸付限度額は、学校種別により異なる。</td><td>・総合振興局・振興局の社会福祉課（右欄参照）

※下記にお住まいの場合
・札幌市　☎011－211－2988（子育て支援課）
・旭川市　☎0166－25－6446（子育て助成課）
・函館市　☎0138－21－3010（子育て支援課）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項目</th><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>主な取組</th><th colspan="2">問い合わせ先</th></tr>
<tr><td rowspan="2">(2) 高校生等の経済的負担の軽減（続き）

全ての高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯への支援に努めます。</td><td>⑯高等学校等進学奨励費補助金（アイヌ子弟）</td><td>○　道内に居住するアイヌの子弟の進学を奨励するため、経済的な理由により高等学校、高等専門学校への修学が困難な方に対して必要な資金を補助</td><td>○　国公立の高校・高等専門学校に在学する方
修学資金　　月額　　23,000円以内
入学支度金　一時金　23,760円以内

○　私立の高等学校に在学する方
修学資金　　月額　　43,000円以内
入学支度金　一時金　53,760円以内</td><td rowspan="2">・総合振興局・振興局の環境生活課（右欄参照）</td><td rowspan="2">【総合振興局・振興局の環境生活課】
<table><tr><th>管内</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>空知</td><td>☎０１２６－２０－００４０</td></tr><tr><td>石狩</td><td>☎０１１－２０４－５８２０</td></tr><tr><td>後志</td><td>☎０１３６－２３－１３５１</td></tr><tr><td>胆振</td><td>☎０１４３－２４－９５７４</td></tr><tr><td>日高</td><td>☎０１４６－２２－９２５５</td></tr><tr><td>渡島</td><td>☎０１３８－４７－９４３５</td></tr><tr><td>檜山</td><td>☎０１３９－５２－６４９１</td></tr><tr><td>上川</td><td>☎０１６６－４６－５９１９</td></tr><tr><td>留萌</td><td>☎０１６４－４２－８４３０</td></tr><tr><td>宗谷</td><td>☎０１６２－３３－２５２７</td></tr><tr><td>ｵﾎｰﾂｸ</td><td>☎０１５２－４１－０６２７</td></tr><tr><td>十勝</td><td>☎０１５５－２７－８５２６</td></tr><tr><td>釧路</td><td>☎０１５４－４３－９１５１</td></tr><tr><td>根室</td><td>☎０１５３－２４－５５８０</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>⑰高等学校通学費補助金（アイヌ子弟）</td><td>○　道内に居住するアイヌの子弟で、高等学校又は高等専門学校に進学し、遠距離通学のため高額な通学費を支出している者に対し補助</td><td>○　１ヶ月に要した経費が10,000円以上の場合、一定の基準により補助
月額　7,500円以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(3) 奨学金制度の活用・充実

意欲と能力のある高校生等が経済状況にかかわらず就学の機会を得られるよう、各種奨学金制度の活用を推進します。</td><td>⑱高等学校等生徒奨学金（公益財団法人北海道高等学校奨学会）</td><td>○　経済的理由により修学が困難な高校生に対し、奨学金を貸与</td><td>○　貸与額は、月額10,000円～25,000円（選択）</td><td colspan="2">・公益財団法人
北海道高等学校奨学会
☎０１１－２２２－６１６６</td></tr>
<tr><td>⑲私立高等学校等生徒奨学事業費</td><td>○　奨学金等貸付事業実施者に対し、事業の円滑な遂行を図るための必要な経費を助成</td><td>○　事業実施者に対し、資金の貸付や必要経費の助成を行う。

【事業実施者の貸付事業】
①　総所得金額が基準以下の世帯の生徒を対象に、学資金として、月額10,000円～35,000円から選択した額を貸付する。
②　生活保護世帯等の生徒を対象に、学校に納付する入学一時金の費用として、200,000円以内の額を貸付する。

※　当該補助金は、奨学金貸付事業を実施する民間団体等に対して、助成を行うものであり、生徒や保護者が直接受け取れるものではありません。</td><td colspan="2">・総務部法務・法人局学事課
中高専修学校グループ
☎０１１－２０４－５０６６</td></tr>
<tr><td>(4) 高等学校等における就学継続等のための支援

高等学校の中途退学防止の取組の推進や、高等学校等を中途退学した者への学び直しに対する支援を行うとともにキャリア教育の充実を図ります。</td><td>⑳高等学校等就学支援事業費（学び直し支援）</td><td>○　高等学校等を中途退学した者が再び学び直す場合に支援</td><td>○　中途退学したものが再び高校等で学び直す場合で、就学支援金の支援期間を超えた者に対して支援（最長２年）

（支援の内容）
就学支援金相当額を支援</td><td colspan="2">（公立）
北海道教育庁学校教育局高校教育課
学校制度グループ
☎０１１－２０４－５７６０

（私立）
総務部法務・法人局学事課
中高専修学校グループ
☎０１１－２０４－５０６６</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項目</th><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>主な取組</th><th colspan="2">問い合わせ先</th></tr>
<tr><td>(5) 特別支援教育の充実

障がいのある幼児児童生徒が、心豊かにたくましく育つことができるよう、保護者をはじめ道民に対し特別支援教育に関する理解を深めながら、特別支援学校や幼稚園、小・中学校、高等学校等における教育の充実を図るとともに、就学のために必要な経済的な支援の充実を図ります。</td><td>㉑特別支援教育就学奨励事業</td><td>○　特別支援学校等に就学する児童生徒等の保護者に対する学費の支援</td><td>○　教科用図書の購入費、学校給食費、通学又は帰省に要する交通費など、就学のために必要な経費について、定められた基準に基づきその全部又は一部を支給</td><td>・北海道教育庁
学校教育局
特別支援教育課
学校教育指導グループ
☎011-204-5774

・各特別支援学校</td><td>【各管内の教育局教育支援課】
<table><tr><th>管内</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>空知</td><td>☎０１２６－２０－０１３５</td></tr><tr><td>石狩</td><td>☎０１１－２０４－５８７５</td></tr><tr><td>後志</td><td>☎０１３６－２３－１９８１</td></tr><tr><td>胆振</td><td>☎０１４３－２４－９８９２</td></tr><tr><td>日高</td><td>☎０１４６－２２－９４９１</td></tr><tr><td>渡島</td><td>☎０１３８－４７－９５８４</td></tr><tr><td>檜山</td><td>☎０１３９－５２－６５２４</td></tr><tr><td>上川</td><td>☎０１６６－４６－４９４７</td></tr><tr><td>留萌</td><td>☎０１６４－４２－８０９５</td></tr><tr><td>宗谷</td><td>☎０１６２－３３－５０４９</td></tr><tr><td>ﾊﾞｰﾂｸ</td><td>☎０１５２－４１－０７５５</td></tr><tr><td>十勝</td><td>☎０１５５－２７－８６３１</td></tr><tr><td>釧路</td><td>☎０１５４－４３－９２８１</td></tr><tr><td>根室</td><td>☎０１５３－２４－５８３１</td></tr></table></td></tr>
</table>

３．大学進学等の教育機会の提供

<table>
<tr><th>項目</th><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>主な取組</th><th colspan="2">問い合わせ先</th></tr>
<tr><td rowspan="4">○　奨学金制度の活用・充実

大学などの修学期間において、授業料などに加え、住居費等の負担が大きいことから、各種奨学金制度の情報発信に努め、その活用を推進します。</td><td>㉒母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金）【再掲】</td><td>○　ひとり親家庭の子ども等が大学等に就学する場合に、授業料、書籍代、交通費等に必要な資金を貸付け</td><td>○大学の場合の貸付限度額（月額）
公立（自　宅）　67,500円
（自宅外）　76,500円
私立（自　宅）　81,000円
（自宅外）　96,000円
※短大等の場合、貸付限度額は異なる。</td><td>・総合振興局・振興局の社会福祉課（右欄参照）

※下記にお住まいの場合

・札幌市
☎011-211-2988
（子育て支援課）

・旭川市
☎0166-25-6446
（子育て助成課）

・函館市
☎0138-21-3010
（子育て支援課）</td><td>【総合振興局・振興局の社会福祉課】
<table><tr><th>管内</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>空知</td><td>☎０１２６－２０－０１０５</td></tr><tr><td>石狩</td><td>☎０１１－２０４－５８６１</td></tr><tr><td>後志</td><td>☎０１３６－２３－１９３１</td></tr><tr><td>胆振</td><td>☎０１４３－２４－９８３６</td></tr><tr><td>日高</td><td>☎０１４６－２２－９４７２</td></tr><tr><td>渡島</td><td>☎０１３８－４７－９５３１</td></tr><tr><td>檜山</td><td>☎０１３９－５２－６６５１</td></tr><tr><td>上川</td><td>☎０１６６－４６－５９８２</td></tr><tr><td>留萌</td><td>☎０１６４－４２－８３１７</td></tr><tr><td>宗谷</td><td>☎０１６２－３３－２５７３</td></tr><tr><td>ﾎﾙﾑｰﾂｸ</td><td>☎０１５２－４１－０６８７</td></tr><tr><td>十勝</td><td>☎０１５５－２７－８５１６</td></tr><tr><td>釧路</td><td>☎０１５４－４３－９２５１</td></tr><tr><td>根室</td><td>☎０１５３－２４－５４５９</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>㉓私立専門学校生経済的支援等事業費</td><td>○　私立専門学校生が経済的理由により修学を断念しないよう支援</td><td>○　修学支援が必要な生徒への支援金の交付
○　生徒が在籍する専門学校等への補助金の交付
○　修学支援アドバイザーによる講演会、相談等

※　当該支援金は、学校設置者において、生徒本人に代わって受領した上で、授業料と相殺しますので、生徒や保護者が直接受け取れるものではありません。</td><td colspan="2">・総務部法務・法人局学事課
中高専修学校グループ
☎０１１－２０４－５０６６</td></tr>
<tr><td>㉔北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付金</td><td>○　道内に居住するアイヌの子弟で経済的な理由により大学又は短期大学への修学が困難な方に対して必要な資金を貸与</td><td>＜貸付額＞
○　国立・公立の大学又は短期大学に在学する方
修学資金　月額　51,000円以内
入学支度金　一時金　37,800以内
○　私立の大学又は短期大学に在学する方
修学資金　月額　82,000円以内
入学支度金　一時金　37,800円以内
＜貸付利率＞　無利子
＜貸付期間＞　正規の修業年限以内
＜返済期間＞　卒業（退学）後20年以内</td><td rowspan="2">・総合振興局・振興局の環境生活課（右欄参照）</td><td rowspan="2">【総合振興局・振興局の環境生活課】
<table><tr><th>管内</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>空知</td><td>☎０１２６－２０－００４０</td></tr><tr><td>石狩</td><td>☎０１１－２０４－５８２０</td></tr><tr><td>後志</td><td>☎０１３６－２３－１３５１</td></tr><tr><td>胆振</td><td>☎０１４３－２４－９５７４</td></tr><tr><td>日高</td><td>☎０１４６－２２－９２５５</td></tr><tr><td>渡島</td><td>☎０１３８－４７－９４３５</td></tr><tr><td>檜山</td><td>☎０１３９－５２－６４９１</td></tr><tr><td>上川</td><td>☎０１６６－４６－５９１９</td></tr><tr><td>留萌</td><td>☎０１６４－４２－８４３０</td></tr><tr><td>宗谷</td><td>☎０１６２－３３－２５２７</td></tr><tr><td>ﾎﾙﾑｰﾂｸ</td><td>☎０１５２－４１－０６２７</td></tr><tr><td>十勝</td><td>☎０１５５－２７－８５２６</td></tr><tr><td>釧路</td><td>☎０１５４－４３－９１５１</td></tr><tr><td>根室</td><td>☎０１５３－２４－５５８０</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>㉕専修学校等進学奨励費補助金（アイヌ子弟）</td><td>○　道内に居住するアイヌの子弟の進学奨励するため、経済的な理由により専修学校、各種学校への修学が困難な方に対して必要な資金を補助</td><td>○　専修学校及び各種学校に在学する方
修学資金　月額　23,000円以内
入学支度金　一時金　23,760円以内</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項目</th><th>事業名</th><th>事業内容</th><th>主な取組</th><th>問い合わせ先</th></tr>
<tr><td rowspan="3">○　奨学金制度の活用・充実（続き）

大学などの修学期間において、授業料などに加え、住居費等の負担が大きいことから、各種奨学金制度の情報発信に努め、その活用を推進します。</td><td rowspan="2">㉖日本学生支援機構が行う奨学事業</td><td>○　奨学金事業
経済的理由により修学が困難な大学生等に対し、奨学金を給付又は貸与</td><td>（給付型奨学金）
○　学校設置者・通学形態により、月額20,000円～40,000円
○　上記のほか、児童養護施設入所者等の社会的養護を必要とする人には、240,000円を一時金として別途支給
（第１種（貸与・無利子）奨学金）
月額20,000円～64,000円</td><td rowspan="2">・独立行政法人
日本学生支援機構
☎03－6734－6011
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ https://www.jasso.go.jp/</td></tr>
<tr><td>○　スカラシップ・アドバイザーの派遣
高校、PTA、教育委員会等からの派遣申込に応じて、ファイナンシャルプランナーの資格を持った、スカラシップ・アドバイザーを派遣</td><td>○　奨学金の説明やその利用を含めた進学費用、準備のための資金計画の説明・助言</td></tr>
<tr><td>㉗道内民間団体が行う奨学事業</td><td colspan="2">○　道内で奨学金事業や奨学金問題に取り組む民間団体等により組織されたネットワークとして、北海道奨学金ネットワークが設立されています。
北海道奨学金ネットワークでは、道内において行われている奨学金支給情報等の周知に取り組んでおり、加盟団体の奨学金情報も掲載されています。</td><td>・コープさっぽろ社会福祉基金
☎011－671－5719
・北海道新聞社会福祉振興基金
☎011－210－5751
・ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ https://hokusyonet.jimdo.com/</td></tr>
</table>